

横浜市印鑑条例の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市印鑑条例（以下「条例」という。）では、各区役所等で行っている印鑑登録証明事務について規定しています。市民の印鑑については、住民票の記載事項に基づき登録を行い、区役所や行政サービスコーナー等で印鑑登録証明書を発行しております。

このたび、令和元年 11 月に住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の一部が改正され、婚姻等により氏に変更があった場合、それ以前に称していた氏（以下「旧氏」という。）を住民票に記載することができるようになります。

住民票に記載された旧氏を印鑑登録事項に加えるために、条例の一部を改正します。

2 施行日

令和元年 11 月 5 日（火）

3 主な改正の内容

- (1) 住民票に旧氏が記載された方は、旧氏を表す印鑑を登録できることを条例中に定めます。

（第 5 条第 1 項 1 号並びに第 3 号及び第 6 条第 1 項第 3 号）

- (2) 旧氏を表す印鑑を登録した方が、住民票の旧氏を削除した場合は、印鑑登録を消除することを条例中に定めます。

（第 14 条第 1 項第 6 号）

《参考》

○旧氏が記載された印鑑登録証明書（例）

印 鑑 登 録 証 明 書		
印 影	氏 名	横浜 花子 旧氏：鶴見
鶴見	生 年 月 日	平成 元年 1月 8日生
	住 所	横浜市中区港町1丁目1番地

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明します。
令和 元年 11月 5日

横浜市中区長

○旧氏が記載された住民票の写し（例）

住 民 票		横浜市中区	
世帯主	横浜、花子		
住 所	中区港町1丁目1番地		
氏 名	横浜 花子		
旧 氏	鶴見		
生 年 月 日	平成 元年 1月 8日	性 別	女
	続 柄	世帯主	市民となった 年 月 日
本 籍	横浜市中区港町1丁目1番地	筆 頭 者	横浜、花子
	令和 元年 5月 1日 東京都千代田区千代田1番 から転入		令和 元年 5月 1日届出
令和 元年 11月 5日 請求により旧氏記載			